

第 2 章 文化財の保存・活用方針

- 2-1 調査・研究の充実
- 2-2 文化財の適切な保存管理
- 2-3 文化財の本質的価値に基づく
保存手法・修復技術の適用
- 2-4 整備・活用事業の実施
- 2-5 文化財と周辺環境の一体的な保全
- 2-6 郷土教育と人材育成の継続
- 2-7 活動支援と連携体制の整備
- 2-8 情報の発信

本章では、第1部で示した本市の文化財の保存・活用方針を述べる。指定・登録文化財だけでなく、本基本構想で提示した新たな枠組みである「関連文化財群」・「歴史文化保存活用区域」や、文化財を取り巻く周辺環境にも対象を広げ、本市の多種多様な文化財に対して、今後どのような保存・活用対策が必要となるのかについて、8項目の課題を挙げ、各々方針を提示する。

2-1 調査・研究の充実

○ 調査・研究の推進

文化財に関する認識を一層深めるため、歴史学、考古学、美術史学、建築学、民俗学等、様々な観点からの調査・研究を今後も推進していく。特に近代の文化財については、価値が定まる前に失われていく現状に鑑み、その価値の顕在化を図るための歴史的・技術的調査研究を推進する。また、伝統文化の分野でも、季節ごとの座敷飾りや儀式食、茶道文化等のより一層の理解を深めるために実態調査を検討していく。

○ 調査・研究成果のアーカイブ機能の充実

高岡市の文化財に関する様々な情報や調査・研究成果を共有化し、後続の研究や教育の場で活かすための体制づくりを行っていく。そのため、図書館や博物館等の公共施設では、研究内容の相互共有やアーカイブ機能を充実させるなど、本市の歴史文化に関する情報を閲覧することのできる環境整備を行っていく。また、大学・研究機関のデータベースと相互連携を図っていくことも検討する。

2-2 文化財の適切な保存管理

○ 文化財指定の推進

高岡市は、今後も文化財の指定を推進し、豊かな歴史文化の息づく地域づくりを目指していく。高岡城跡の国史跡指定、金屋町の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指した調査事業等を引き続き推進するとともに、近代建築や近代化遺産といった新たな文化財についても、その価値を認識し指定・登録を検討する。また、高岡銅器や高岡漆器など本市を代表する伝統産業の歴史や高度な生産技術を示す一連の文化財についても、文化財指定、あるいは登録有形民俗文化財への登録を目指していく。「文化財総合的把握モデル事業」の悉皆的調査で拾い上げられた未指定文化財については、指定文化財として守るべき価値を有するものに対し、今後指定・登録の措置を検討していく。これ以外の未指定文化財についても、市域の歴史的な景観を構成する要素と

みなし、市民や保存団体等の協力を得ながら継承していく体制づくりを行う。

○ 保存管理計画の策定の推進

高岡市の指定文化財は、その周辺環境とともに望ましい保存管理のあり方を検討していく必要がある。今後は、各指定文化財について段階的に保存管理計画の策定を行っていく。以下、文化庁の定める文化財の6分類に従って、それぞれに該当する主な指定文化財について保存管理計画の方向性を示すとともに、その他の未指定文化財についてもその保存管理のあり方について述べる。

・有形文化財

建造物については、国宝・重要文化財の瑞龍寺をはじめとし、重要文化財となっている氣多神社本殿や近世の民家等の主要な指定文化財について、所有者による建造物の特徴に応じた保存管理計画の策定を支援していく。また、重要文化財勝興寺についても修理事業と並行し、引き続き保存管理計画策定を進めていく。これらの文化財は、本市を代表する歴史的建造物であることから、その周辺環境の保全も含めた保存管理計画を策定することで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等）については、博物館、美術館、大学等研究機関のみならず、個人等の所有者も然るべき保存管理を行っていくことが望まれる。そのために、文化財の破損や劣化等が生じその価値を損なうことの無いよう、適切な保存環境と管理体制を定めた保存管理計画を策定し、関係者への周知徹底を進める必要がある。

・無形文化財 ※無形文化財の場合、管理とは技能の継承を目指すことを意味する。

国指定重要無形文化財となっている鑄金は、銅器に装飾を施す高度な特殊技術が認められたものである。高岡の工芸文化が育んだ、鑄金をはじめその他の伝統工芸技術の保存管理計画については各製作技術の記録の保存に努めるとともに、技術を継承していく技術者育成の教育体制を整えていく。また、本市の産業分野と連携を図ることで、新旧の技術の利点を相互に活かしながら製品開発や技術力の向上を図っていく。

・民俗文化財

御車山と高岡御車山祭の御車山行事は、祭りの盛んな本市において、国の重要有形・無形民俗文化財に指定されている代表的な祭礼行事であるといえる。この祭りの催行は、神社や御車山を運営する10町の町会をはじめ、祭りの花形である御車山を支える彫金・漆工・染織などの伝統工芸技術など、多くの人々と技術、町の協力によって支えられている。保存管理計画の策定にあたっては、行事としての形態だけでなく、人・技術・町並み等に関する多角的な課題を盛り込むことで、御車山巡行路における祭の

一体的な継承を目指していくことを明記する。なお、二上射水神社の築山行事（県指定無形民俗文化財）は御車山の原型ともいわれる古代の祭礼形式を今に伝える行事である。原初的な祭礼行事を確実に後世へと継承するとともに、御車山との関連性についても調査研究を進めていく。また、未指定ではあるが、市域に広く分布する獅子舞は、地域によって様々な様態を示し、本市においても郷土芸能としての側面を持ちながら今日まで親しまれてきた。しかし、現在は多くの地域で少子化や、参加への意識の低下といった問題が見られる。そこで、用具の取扱いや舞の作法に関する伝承教室の開催や映像記録などを各地域で積極的に進め、次世代に継承していくことが重要である。

・記念物

平成 21(2009) 年 2 月に国指定史跡となった前田利長墓所については、平成 22 年度に保存管理計画を策定したところであり、平成 22 年度以降具体的な整備計画を策定する予定である。国指定史跡である桜谷古墳は、単体としての保存管理計画を策定するとともに、西山丘陵から二上山丘陵にかけて多数分布する古墳・横穴墓群との関連性、あるいは畿内や出雲といった日本海交流文化の視点を持った調査・研究の推進を課題として盛り込むことが望まれる。県指定史跡の高岡城跡は旧高岡城下町の代表的文化財の 1 つであるとともに、中心部におけるまとまりある緑地エリアとして貴重であることから、史跡的価値の保存とともに都市公園の自然環境としての保全のあり方も併せて検討していく。

・文化的景観

高岡市における文化的景観としては、「福岡町の菅田と菅干し」や「散居村の景観」などがある。このうち、「福岡町の菅田と菅干し」は、文化庁記念物課によって平成 12 年～15 年度に実施された「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」で、2 次調査対象地域となった地域である。菅と菅笠製作の文化的景観は、福岡町の土地の特徴や農業の暦に適応した副業的生業が織り成す景観であり、現在も継続して営まれている。菅笠製作の技術は、「越中福岡の菅笠製作技術」として国の重要無形民俗文化財にも指定されており、文化的景観と民俗文化財両方の価値を有するものとして景観保全と技術の継承に関する保存管理計画の策定にあたる必要がある。また、計画策定にあたっては菅笠を製作するまでの一連の流通・生業システムにも注目し、目に見える価値だけでなく、システムや人といった目に見えない価値に対する観点も必要である。さらには、菅笠製作技術を後世に継承する体制づくりについて、総合的に計画していく観点が求められる。

・伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区である山町筋については、既に「高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画」が策定されており、地区内の伝統的建造物の特性を踏まえた保存の方向性や、保存整備計画のあり方、管理・防災についての整備計画等の対策について述べている。平成21年度～平成22年度にわたって、伝統的建造物群保存対策調査が行われている金屋町については、山町筋の例に倣い、適切に保存管理や活用に関する計画を策定していくこととする。

・その他の未指定文化財

市域の未指定文化財は多種多様のため、個別の保存管理計画を策定することは困難であるが、有形文化財については日常的な管理（草刈り、清掃等）を行えるような体制づくり、無形文化財については技術的交流の機会や発表の場を設け技の研鑽を積む機会を設定するなど、それぞれの未指定文化財が属する地域の人々の手によって守り育むためのガイドラインを作成することが望ましい。

○ 関連文化財群の運用

関連文化財群は、市域に点在する有形・無形、指定・未指定の文化財を、本市の歴史や文化のストーリーによって結びつけて複合的文化財として設定し、各群のストーリーや構成文化財、分布状況等を分かりやすく示す。教育現場や生涯学習の場で関連文化財群のストーリーと結びつけながら文化財を紹介していくことで、文化財だけでなく、本市の歴史文化に対する理解を一層深めることができる。関連文化財群の運用を身近な生活環境の向上にも結び付けるために、運用に関しては市民の協力を仰ぎ、自発的活動を促していく。

個別の文化財の保存・活用を行う際には、関連文化財群のストーリーを踏まえた方針を立てることで、個々の文化財のみならず関連文化財群という複合的文化財としての価値も確立していくことを目指す。また、文化財に関連する分野で様々な計画や整備事業を進めていく中で、その計画や整備に関わる文化財の取扱いについて、関連文化財群の特徴や保存・活用の方針に基き検討することで、文化財本来の価値の損失が軽減されることが期待される。

○ 文化財の防災・防犯対策の徹底

火災や地震等の災害による文化財の損失は、予防や訓練等、防災対策を徹底することで被害を生み出さないこと、最小限に抑えることに努める。このためには、関係者による防災訓練を定期的実施することや、防災設備の設置、耐震補強等の推進が求められる。また、近年、文化財の盗難・損壊事件が全国的に発生していることを踏まえ、文化財の損失を予防するための防犯対策を徹底していく。

○ 伝統技術の継承と記録

無形文化財等、技術とその継承者そのものが文化財としての価値をなすものについて、その伝統技術を後世に伝えるための人材育成と詳細な記録づくりを進めていく。特に伝承者の高齢化が進む技術については、早急な対応策を講じる。

2-3 文化財の本質的価値に基づく保存手法・修復技術の適用

文化財の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要である。そのためには文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していくことが求められる。

○ 修復事例の検証と修復技術の向上

文化財の修復に用いる技術や材料、構造形式等の選択については、文化財の本質的価値をよく検討した上で決定する。また、類似する文化財との比較検討も必要に応じて行っていく。なお、既に修理・修復工事が行われた文化財についても、調査研究によってより望ましい修理・修復の手法が見出される場合もあることから、構造形式や材料についての再検証や適切な構法（工法）の再検討を行っていく。

○ 文化財の記録と材料の確保

伝統文化の確実な保存と継承を図るため、希少な伝統工芸技術や伝統芸能等、無形の文化財については、その製作過程やしきたり等を記録していくことが望まれる。また、文化財の修理・修復においては、使用材料が価値を構成する要素の1つとなる場合があるため、希少性の高いものや入手の困難な材料の確保に努める。

2-4 整備・活用事業の実施

○ 文化財の公開

歴史的建造物をはじめ、史跡や庭園等の公開を推進する。また、埋蔵文化財の発掘調査や歴史的建造物の修理等の現場を公開し、市民学習の機会を提供する。美術工芸品の公開は、美術館や博物館と連携を図りながら、適宜公開を行っていくこととする。

○ 整備事業の推進

高岡の文化財と歴史的景観の質の向上を目指した整備事業を推進していく。景観法に基づく地域の特性に応じた良好な景観形成の取組みや、「高岡市歴史まちづくり計画」に基づく歴史的風致の維持及び向上のための取組みなど、関係法令や計画の特徴

を活かしながら、文化財の本質的価値を守るための整備事業を推進する。

○ 歴史・文化施設の機能整備

現在設置されている歴史・文化施設の振興を図るとともに、観光や文化事業の拠点施設としての位置付けと機能を強化する。特に、市美術館や市立博物館等、市域全体の情報の発信地として適した立地の施設に対し、情報発信機能の整備を行っていく。

○ 文化観光への活用

文化財の保存を基本としながら、文化観光への活用を図っていく。関連文化財群の活用として、本構想で設定したテーマごとに、歴史や文化財に親しむ機会を設定し、歴史や名所、高岡の魅力について理解を深めていく機会をつくる。また、御車山祭や伏木けんか山、御印祭、七夕祭り等、特色ある高岡の祭に合わせ、文化財の公開事業やオリエンテーリング等を実施するなど、観光事業への積極的な活用を図る。また、自動車道により分断された町の一体性を回復するため、歩行者のための歴史市街地地図等を作成し、歩きながら高岡の歴史を体感できる道すじを見出すなど、適宜活用を進めていく。

2-5 文化財と周辺環境の一体的な保全

○ 良好な景観形成を目指した関連施策との連携

文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう、文化財をとりまく周辺環境を保全する。有形文化財の周辺環境は、景観法、都市計画法及び市条例等に基づき、規制・誘導による保全を図ると共に、必要に応じて高さ規制の見直しや、屋外広告物の規制の拡大、文化財の価値の文脈に基づく保全眺望点の設定を進める。また、高岡城跡（高岡古城公園）については文化財としての価値を有するとともに、中心部のまとまりある緑地として、あるいは市民共有のオープンスペースとしての利用が期待される都市公園である。公園内の諸施設の移設、自然環境の維持等を通して、オープンスペースとしての快適性を高める整備を進めて行く。無形文化財や美術工芸品等の動産の文化財に関しても、保存管理上適切な周辺環境の整備を推進していく。

○ 文化財を活かした周辺整備

文化財の価値を際立たせ地域の魅力として発信していくため、文化財を活かした周辺環境の整備を行う。また、細街路で構成される旧高岡町域では、歩行者優先の道路利用の検討を行う。

○ デザインの質の向上

文化財に関する整備事業の実施にあたり、公共施設のデザインの質の向上に努める。また、文化財の案内板等の諸設備について、市域全体に統一的なデザインを採用することで、高岡の発信する歴史都市やものづくりの町としてのイメージの形成を助ける手立てとする。

2-6 郷土教育と人材育成の継続

○ 伝統技能者の育成

有形・無形の文化財を後世に伝えるため、伝統技能に関わる専門的な人材の育成を引き続き図っていく。特に、重要無形民俗文化財となっている菅笠づくり等、技術の伝承者の高齢化が危惧される場合、技術の伝承が断絶することのないよう、行政や市民の協働の元で早急に後継者の育成に務める。

○ 学習機会の提供と充実

学校における総合学習の時間等を利用して、地域の歴史や自然環境、文化財、景観等について、幅広い視点から高岡を学ぶ機会をつくっていく。また、地元のものづくりを伝える技術者との交流や、祭への参加を通じて、まちへの関心や愛着を豊かに育んでいくことを目指すとともに、あらゆる世代の市民に対し、文化財に関する様々なテーマを生涯学習の場で市民が気軽に学べる機会を提供する。

○ 顕彰制度の導入

文化財の保存活用に貢献した市民や、一定の成果をおさめたプロジェクトを実施した市民団体等に対し、その功績を顕彰する。

2-7 活動支援と連携体制の整備

○ 市民参加の拡大と活動支援の充実

文化財の保存・活用において、今後市民と行政の連携は重要な課題となっていく。特に、悉皆的調査によって拾い上げられた未指定文化財については、市民が主体となってその保存と管理にあたっていくことが望ましい。調査・研究の発表や、市内の文化財の今後のあり方についての勉強会、シンポジウム等を通して、市民の意見や発想を確認し、文化財の保存・活用の場に採り入れていくことが求められる。また、市民に

よる観光ガイドや清掃活動等、ボランティア活動の輪が広がるような仕組みづくりを進めていく。また、市民有志や文化財の保存団体による、文化財の保存活用に関わる取組みを支援するため、専門家の派遣、支援制度の充実を図る。

○ 関連文化財運営協議会の設置

関連文化財群の運用について、市民や専門家、行政の協働による運営協議会の設置を検討する。一定の空間や地域に限らず、市域全体に広がりをもたせる関連文化財群の特性を踏まえ、文化財を介した地域活動の相互交流を活発化していくことが期待される。

2－8 情報の発信

○ データベースの構築

本構想策定を機に、文化財情報を網羅したデータベースの構築を進める。将来的には文化財の保存状況や調査状況、望ましい修理のあり方、活用状況等についても参照できるようなシステム構築を目指していく。また、市民や観光客に対する文化財の魅力発信サイトへの応用も検討する。

○ 情報発信と拠点づくり

高岡の魅力を国内外に発信できるよう、インターネットのポータルサイトの充実を図る。また、高岡駅前のウイング・ウイング高岡や高岡城跡周辺の公共施設等の観光情報の拠点ブースを充実させ、高岡の文化財や魅力ある風景、ものづくりに関する情報等を集約し発信していく。